

平成19年5月9日から

平成19年5月9日まで

標茶町議会
第2回臨時会会議録

於 標茶町役場 議場

平成19年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第 1 号（5月9日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
仮議席指定について	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
選挙第1号 議長選挙について	3
選挙第2号 副議長選挙について	6
議席の指定について	8
選任第1号 常任委員会委員の選任について	8
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	9
諸般報告	9
選挙第3号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について	10
選挙第4号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について	11
選挙第5号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について	12
選挙第6号 釧路広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について	12
行政報告	13
報告第1号 専決処分した事件の承認について	14
議案第26号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程の追加	23
議案第27号 監査委員の選任について	23
日程の追加	24
閉会中継続調査の申し出	24
閉議の宣告	25
閉会の宣告	25

平成19年第2回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年5月9日（水曜日） 午前10時35分開議

- 第 1 仮議席指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 選挙第1号 議長選挙について
- 第 5 選挙第2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
諸般報告
- 第 9 選挙第3号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
- 第12 選挙第6号 釧路広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 第13 行政報告
- 第14 報告第1号 専決処分した事件の承認について
- 第15 議案第26号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に
関する条例の一部を改正する条例の制定についてについて
- 追 加 議案第27号 監査委員の選任について
- 追 加 閉会中継続審査の申し出について

○出席議員（16名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 小林 浩 君 | 2番 田 中 敏 文 君 |
| 3番 林 博 君 | 4番 鈴 木 裕 美 君 |
| 5番 菊 地 誠 道 君 | 6番 川 村 多美男 君 |
| 7番 末 柄 薫 君 | 8番 小野寺 典 男 君 |
| 9番 田 中 進 君 | 10番 伊 藤 淳 一 君 |
| 11番 館 田 賢 治 君 | 12番 深 見 迪 君 |
| 13番 後 藤 勲 君 | 14番 平 川 昌 昭 君 |
| 15番 越 善 徹 君 | 16番 黒 沼 俊 幸 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
育成牧場長	表武之君
水道課長	山口登君
建設課長	井上栄君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	中島吾朗君

(臨時議長 黒沼俊幸君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 臨時議長（黒沼俊幸君） ただいまから平成19年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時35分)

◎開議の宣告

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
小林君、 田中敏文君、 林君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第3、会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 臨時議長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第1号

- 臨時議長（黒沼俊幸君） 日程第4、これより選挙第1号、議長選挙を行います。
選挙は、会議規則運用細則第33項の規程により、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

(職員、議場を閉鎖)

- 臨時議長（黒沼俊幸君） ただいまの出席議員数は16名です。
次に、立会人を指名いたします。

立会人は会議規則第30条第2項の規定により、末柄君及び越善君を指名いたします。
投票用紙を配布いたします。

(職員、投票用紙を配布)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 配布もれはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(議会議務局長、投票箱を改める。)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

議会議務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

(議会議務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。)

○議会議務局長（佐藤吉彦君） 1番・小林議員、2番・田中敏文議員、3番・林議員、
4番・鈴木議員、5番・菊地議員、6番・川村議員、7番・末柄議員、8番・小野寺議員、
9番・田中議員、10番・伊藤議員、11番・舘田議員、12番・深見議員、13番・後藤議員、
14番・平川議員、15番・越善議員、16番・黒沼議員。

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

末柄君、越善君の立会を願います。

(議会議務局長及び立会人と開票)

○議会議務局長（佐藤吉彦君） 鈴木議員、田中進議員、鈴木裕美議員、田中進議員、鈴木裕美議員、鈴木裕美議員、鈴木裕美議員、鈴木裕美議員、田中進議員、鈴木議員、田中進議員、田中進議員、鈴木裕美議員、田中進議員、田中進議員、田中進議員。

(何か言う声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数16票、無効なしであります。

有効投票数のうち、田中進君8票、鈴木裕美君8票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

鈴木君と田中進君の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

鈴木君及び田中進君が、議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。

(「議長9番。」という声あり)

○臨時議長(黒沼俊幸君) 2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。

(「議長、9番発議を求めます。」という声あり)

(何か言う声あり)

○臨時議長(黒沼俊幸君) はい、田中君。

○9番(田中進君) 法令に基づいて抽選ということでもありますけれども、8対8という、異例なことで、議員生活で異例なものですから、田中進、辞退させていただきます。

(「議長、議事進行。」という声あり)(「休憩……」という声あり)

○臨時議長(黒沼俊幸君) 休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○臨時議長(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

くじを行います。

末柄君及び越善君はくじの立会をお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

(何か言う声あり)(議場内で何かいうこえ多々あり)

○議会事務局長(佐藤吉彦君) 最初に、1番、2番のくじを引く順番の棒があります。これで、順番が決まります。その後、当選・落選のくじがあります。それを引いていただきます。

○臨時議長(黒沼俊幸君) 鈴木君。くじを引いてください。

(鈴木議員、くじを引く。)

○臨時議長(黒沼俊幸君) 田中君。くじを引いてください。

(田中進議員、くじを引く。)

○臨時議長(黒沼俊幸君) くじを引く順序が決定しましたので、報告をいたします。

まずはじめに、鈴木君。

(何か言う声あり)

(鈴木議員、くじを引く。)

○臨時議長(黒沼俊幸君) 次に、田中君。

(田中進議員、くじを引く。)

○臨時議長(黒沼俊幸君) くじの結果を報告します。

くじの結果、鈴木君が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(職員、議場閉鎖を解く。)

○臨時議長(黒沼俊幸君) ただいま議長に当選されました鈴木君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時58分

(休憩中に、鈴木裕美君議長就任挨拶)

再開 午前11時03分

○臨時議長(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前12時59分

(議長 鈴木裕美君、議長席に着く。)

◎選挙第2号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、これより選挙第2号、副議長を選挙行います。

選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(職員、議場を閉鎖) (何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) ただいまの出席議員は16名です。

(何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) 次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、末柄君及び越善君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(職員、投票用紙を配布) (「投票用紙を配布します。」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 配布もれはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(議会事務局長、投票箱を改める。)

○議長(鈴木裕美君) 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

(議会事務局長、議員氏名を点呼。投票を行う。)

○議会事務局長(佐藤吉彦君) 1番・小林浩議員、2番・田中敏文議員、3番・林議員、5番・菊地議員、6番・川村議員、7番・末柄議員、8番・小野寺議員、9番・田中議員、10番・伊藤議員、11番・館田議員、12番・深見議員、13番・後藤議員、14番・平川議員、15番・越善議員、16番・黒沼議員、4番・鈴木議員。

(何か言う声あり)

○議会事務局長(佐藤吉彦君) 以上であります。

○議長(鈴木裕美君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

末柄君、越善君の立会を願います。

(議会事務局長及び立会人と開票)

○議会事務局長(佐藤吉彦君) 開票を行います。

深見議員、平川議員、菊地議員、平川議員、平川議員、平川議員、菊地議員、菊地議員、菊地議員、平川議員、菊地議員、平川議員、平川議員、平川議員、平川議員。

○議長(鈴木裕美君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数16票、無効なしであります。

有効投票数のうち、平川君8票、菊地君7票、深見君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、平川君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(職員、議場閉鎖を解く。)

○議長（鈴木裕美君） ただいま副議長に当選されました平川君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

これをもって、副議長選挙を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

(休憩中に、平川昌昭君副議長就任挨拶)

再開 午後 1時45分

◎議席の指定

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

1番・田中進君、2番・黒沼君、3番・越善君、4番・伊藤君、5番・菊地君、6番・後藤君、7番・林君、8番・小野寺君、9番・末柄君、10番・舘田君、11番・深見君、12番・田中敏文君、13番・川村君、14番・小林君、15番・平川君、16番・鈴木。

ただいま申し上げたとおり議席を指定いたしましたので、それぞれ指定された議席にお着きください。

休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時48分

◎選任第1号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、選任第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、総務委員会員に1番・田中進君、8番・小野寺君、9番・末柄君、13番・川村君、15番・平川君。

厚生文教委員会委員に、4番・伊藤君、6番・後藤君、10番・舘田君、11番・深見君、14番・小林君、16番・鈴木。

産業建設委員会委員に、2番・黒沼君、3番・越善君、5番・菊地君、7番・林君、12番・田中敏文君を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時44分

◎選任第2号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、選任第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、標茶町議会委員会条例第7条の規定により、13番・川村君、11番・深見君、3番・越善君、5番・菊地君、8番・小野寺君、9番・末柄君、15番・平川君、以上の7名の諸君を議会運営委員に指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

◎諸般報告

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会、及び議会運営委員会において、……………

もとい、……………、休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時18分

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務委員会委員長には川村君、副委員長には末柄君。厚生文教委員会委員長には深見君、副委員長には後藤君。産業建設委員会委員長には越善君、副委員長には菊地君。議会運営委員会委員長には末柄君、副委員長には小野寺君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎選挙第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9、選挙第3号、川上郡衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

本件については、川上郡衛生処理組規約第5条第2項の規定により、組合議会議員5名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

川上郡衛生処理組合議会議員に2番・黒沼君、5番・菊地君、6番・後藤君、11番・深見君、14番小林君。以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の諸君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたに2番・黒沼君、5番・菊地君、6番・後藤君、11番・深見君、14番・小林君が川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第3号を終了いたします。

◎選挙第4号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10、選挙第4号、釧路北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路北部消防事務組合議会規約第5条第2項の規定により、組合議員3名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路北部消防事務組合議会議員については、7番・林君、10番・館田君、15番・平川君。以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました3名の諸君を当選とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7番・林君、10番・館田君、15番・平川君が釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第4号を終了いたします。

◎選挙第5号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11、選挙第5号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を

行います。

本件については、釧路公立大学事務組合同規約第5条第2号及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うにことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

釧路公立大学事務組合同議会議員については、10番・館田君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました10番・館田君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、が釧路公立大学事務組合同議会議員に10番・館田君当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合同議会議員に当選されました10番・館田君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第5号を終了いたします。

◎選挙第6号

○議長(鈴木裕美君) 日程第12、選挙第6号、釧路広域市町村圏事務組合同議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路広域市町村圏事務組合同規約第5条第2項第2号の規定により、組合議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路広域市町村圏事務組合議会議員に16番・鈴木を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した16番・鈴木を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、釧路広域市町村圏事務組合議会議員に16番・鈴木が当選しました。

以上で、選挙第6号を終了いたします。

◎行政報告

○議長(鈴木裕美君) 日程第13、行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由をと併せて行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君) (登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、去る4月22日執行の地方統一選挙において、新たな町議会議員が決定したことに伴い、議会構成の諸手続が必要であることと併せ、「標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」について議決をいただきたいことと、専決処分をいたしました「標茶町税条例の一部を改正する条例」についてご報告申し上げ、その承認をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第1回定例会後からの昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 以上で、行政報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時28分

◎諸般報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14、報告第1号を議題いたします。

大変失礼いたしました。

議長からの諸般の報告を行います。

諸般の報告は、印刷配布のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第14、報告第1号を議題いたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君）（登壇） 報告第1号の内容についてご説明いたします。

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。ものであります。

このたびの町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成19年3月30日付で地方税法、同法施行令等が改正公布されたことに伴い、平成19年度分課税の事務処理上、平成19年4月1日施行で町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、平成19年3月31日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、後ほど議案説明資料でご説明申し上げますが、改正内容の主なものは、町民税では、上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の1年延長、エンジェル税制の特例の2年延長、租税条約相手国に支払った社会保険料控除の創設などであります。

固定資産税では、住宅のバリアフリー改修に対する減額措置の創設に伴う申告の内容、商業店舗等が展開されている駅構内などの評価方法の変更による特例規定の整備、こういったものであります。

また、町たばこ税では特例税率が廃止されております。

なお、「あつては」や「よつて」などのつまる音、促音といいますが、この小さい「つ」や、「おもちゃ」の「や」のように小書きにする「や・ゆ・よ」等の拗音につきましては、法令の表記として、一般のひらがなと同じ大きさで書く大書きとされておりましたが、国の法律、政令なども現代カナ使いに改めてきており、町の各種条例においても、改正に併せて促音、拗音の小書き化を実施しているところであります。

従って、町税条例におきましても、この小書き化を行うことといたしますが、町税条

例についてはその量が莫大になることから、毎年の一部改正に合わせ、改正される条項から順次修正するというにいたしたく、よろしくご了承のほどお願い申し上げる次第であります。

次に、2ページをお開きいただきます。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、議会を召集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。平成19年3月31日

以下、内容についてご説明いたします。

初めに、改正文について読み上げたいと思います。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中促音「よつて」を「よって」に、「2ヶ月」を「2月」に改め、同条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第94条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

第130条第4項中「よつて」を「よって」に、「あつた」を「あった」に、「なつた」を「なった」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第5項中「よつて」を「よって」に、「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改め、同条第6項中「もつて」を「もって」に改める。

附則、第10条の2第4項第2号中「第12条第23項」を「第12条第22項」に改め、同条第5項中「第12条第25項」を「第12条第24項」に、「できなかつた」を「できなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

6 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所及び氏名又は名称

（2）家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

（3）家屋の建築年月日及び登記年月日

（4）令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

（5）改修工事が完了した年月日

（6）改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

（7）改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

附則、第11条の2第2項中「あつて」を「あつて」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第11条の3 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第60条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第60条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は町内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると町長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則、第16条の2第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附則、第17条の6の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則、第17条の7第1項中「失つた」を「失つた」に改め、同条第5項中「よつて」を「よつて」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に、「あつて」を「あつて」に改める。

附則、第17条の10第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第6項中「あつて」を「あつて」に、「なつた」を「なつた」に改める。

附則、第17条の10の次に次の1条を加える。

(保険料に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条の11 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第35条の2第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。

この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社

会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 改正後の町税条例(以下「新条例」という。)

附則第17条の11第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

次に、議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

資料3枚目の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料に沿って、町税条例の改正内容について説明申し上げます。

最初に町民税についてであります。改正項目一番、見出しは法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金であります。

改正条項は第51条で、改正内容は条文中の字句の修正でございます。条文中に法令用語としては用いない2か月という誤りを見つけたことから、これを期に2月に訂正しようとするものであり、併せて促音の大書き「つ」を小書きに修正するものであります。施行、適用はともに平成19年4月1日であります。

次に、改正項目2番、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例であります。改正条項は条例附則第17条の6の3で、改正内容は平成16年度から導入された上場株式等の譲渡益に対する軽減税率である特例を、当初予定であった5年間の措置を1年延長するというものであります。もともと税率は所得税と住民税を合わせて20%のところ、株価が低迷していた株式市場への救援策として10パーセントの優遇税率を適用しているものであります。施行、適用は平成19年4月1日であります。

改正項目3番、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で、改正条項は条例附則第17条の7であります。改正内容は特定中小会社、一般的にはベンチャー企業と言われておりますところの株式を、法定の条件を満たして譲渡した場合に得られる譲渡益を1/2に圧縮して課税するという優遇措置について、平成21年3月まで取得した株式に、その取得期限を2年延長するというものであります。

ベンチャー企業の育成を支援するための優遇税制で、ベンチャー企業へ投資する個人投資家のことをエンジェルということからエンジェル税制といわれているものであります。併せて、促音「つ」の修正もしております。施行、適用は平成19年4月1日です。

改正項目4番は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、改正条項は条例附則第17条の10であります。改正内容は、国内居住者が租税条約

相手国の投資事業組合等の利子や配当の支払がある場合における住民税は、上場株式等の配当所得に対する税率を適用しており、この税率が本則の5%から3%に軽減されており、さらに軽減税率が1年延長されることから、規定の整理を行ったものであります。併せて併音の修正をしております。施行、適用は平成19年4月1日であります。

次のページにわたりまして、改正項目5番、保険料に係る個人の町民税の課税の特例で、改正条項は条例附則第17の11、新しい条の追加であります。日本国内居住者が租税条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料についても、日本国内の社会保険制度に対する保険料同様に社会保険料控除の対象とすることになったものです。

ただし、条約相手国の保障制度の違いなどから、支払う保険料の金額が大きくなる可能性もあり、両国間の公平の観点から限度額を政令で定めることになっております。

施行日は平成19年4月1日、第1項の規定は、施行日以後に支払う又は控除される保険料について適用するというものであります。

続いて、固定資産税であります。

改正項目6番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、改正条項は条例附則第10の2、第6項は項の追加であります。第4項、第5項は地方税法施行例の改正により、引用する条項に移動があり条文中の規定整備を行ったものであり、第5項は併音「つ」の修正をしております。第6項は住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設に伴う、減額を受けるための手続きを規定。改修後3ヶ月以内の申告を義務付けております。

対象は平成19年4月1日から平成22年3月31日までに行われる自己負担が30万円以上の工事で、100㎡分までを限度に翌年度の税額を1/3に減額するというものであります。施行日は平成19年4月1日、適用平成19年度以後の年度分から適用し、平成18年度分までは、従前のおりというものであります。

改正項目7番は、平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例で、改正条項は条例附則第11条の2です。次の条項を新たに設けるため、引用されただけであります。合わせて併音「つ」修正を行っております。施行、適用平成19年4月1日であります。

改正項目8番、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例で、改正条項は条例附則第11条の3で条の追加であります。

近年、鉄軌道用地は駅中ビジネスと呼ばれる駅構内の商業店舗の展開等や、線路の上に人工地盤を設置し、商業ビルを建設するなど、土地利用の多様化・複雑化が進んでいることから、現行評価方法を変更し、早期に実施するための地方税法の改正が行われたものであります。

現行の評価は、鉄軌道用地のうち、運送の用に供されている部分が8割以上か、8割未満かで全体を評価し、8割以上は鉄軌道用地として評価、8割未満はそれ以外として評価をしておりました。改正後はこの8割の判定基準を廃止し、複合利用鉄軌道用地については、鉄道施設と商業施設の床面積割合で敷地を按分の上、それぞれ評価額を算出し、合

算するというものであります。鉄道施設分は鉄軌道用地として沿接する土地の価格の1/3、商業施設部分は付近の土地の価格に比準して評価するということになっております。

本来、課税標準となる土地の価格は評価替えが行われる基準年度の価格を3年間据置くことが原則であり、次の評価替えの年度である平成21年を待たずに早期の適用をするために、平成18年度の、基準年度の価格を用いず、平成19年度と平成20年度の課税標準の算定方法を特例として規定の整備を行ったものであります。

施行日は平成19年4月1日、適用は平成19年度以後の年度分から適用し、平成18年度分までは、従前のおりとするものであります。

次に、町たばこ税であります。

改正項目9番、たばこ税の税率、改正項目10番、たばこ税の税率等の特例については、一連のもので、併せてご説明申し上げます。

改正条項は条例第94条と条例附則第16条の2であります。

平成11年度税制改正で導入された定率減税が、地方財政に与える影響を考慮し、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下がられ、同額を地方のたばこ税の税率として上乘せさせ、附則に特例として規定したものであります。

この定率減税が平成18年度をもって廃止されたことから、特例税率を廃止し、本則税率に戻すというものであります。

ただし、現行の本則税率千本当たり3,064円を特例税率の千本当たり3,298円に引き上げることで、税収としての増減が生じないようにしております。国のたばこ税も同様の措置がされたところであります。施行・適用は平成19年4月1日であります。

最後は特別土地保有税であります。

改正項目11番、特別土地保有税の納税の義務者等で、改正条項は条例第130条であります。地方税法施行例の改正により引用する条項に移動があり条文中の規定の整備を行い、併せて促音「つ」の修正も行ったものであります。施行・適用は平成19年4月1日であります。

以上で、報告第1号の内容説明とさせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 若干、関連するといえますか、日々の生活に関係あるのかなということで、ちょっとお聞きしたかったのですが、今回の税条例の一部改正の中でとりわけ固定資産税の中で、先ほどのご説明の中で、新築住宅に対する固定資産税の減額措置、これは特例措置ということで、向こう4年間の中で、措置ということで説明がありました。特に、これは新築住宅等ということでうたってありますが、これは既存住宅に、築後何年に係る、対象になるということで受け止めていいかどうか。既に専決ですので、その辺は

聞く機会がなかったわけですから、この機会にお聞きいたします。

それと、例えば、この住宅のバリアフリーの改修を活用した場合、固定資産税が減額になるわけですね。それと、町のほうで別立てで高齢者の住宅改造費に対する、いわゆる助成金が出されるようになっていきますね。これを、税のほうでは減額措置されるけれども、一方では、この住宅改造費の、この助成を受けられるのかどうか。この辺のことをちょっと、どんなふうに解釈していいですか。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） 後段のほうから、先にお話します。

一応、自己負担30万円以上という、先ほど説明いたしましたけれども、一応、介護保険等で助成される部分がありますけれども、それは、両方は併用できます。できますけれども、いわゆる、30万円を算定するときその補助金は抜かなければならないという部分がございます。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 30万円、例えば、ここで助成のなかでを聞きしたかったのは、90万円とこう出てきているのですよ。例えば、バリアフリーに関するもので、最高限度額。90万円とうたわれているのです。この90万円を活用して、今の、いわゆる固定資産税が、減額が3分の1とする。そういう算定をした場合に、どの程度までのものが減額措置されるとか、どの程度のものが助成金として使えるのかと。そういうことを基礎的に算定をやっていらっしゃるのかどうかということ。多分、そういうケースが出てくるわけですよ。それを住民周知する場合に、その制度は、例えば4月1日から専決されていますから、これからそういうお年寄りの方が、そういうバリアフリー化について、多分、問い合わせ来ると思うのですよ。ですから、これの、例えばバリアフリーの内容的に、町のほうで規制、助成に関する種類、いろいろメニューが出ています。それと同じものなるかどうか、まだ、住民周知わかりませんから、そういったものを含めてわかる範囲でいいですから、今の段階でお聞かせ願いたい。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） お答えいたします。

ちょっと私のほうで、その住民課サイドでやっている介護保険の部分の、制度的なものはちょっと把握はしていませんけれども、先ほどお話をしたとおり、そちらで90万円の助成が受けられるとすれば、固定資産税の減額措置を受けるためには、工事費が120万円以上なければ、固定資産の減額の対象にはならないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ご質問の老人住宅に対する介護保険等に基づく住宅の改修ですけれども、本来、介護保険等で、いわゆる住宅をどうしても改造しなければならない、

それから身体障害等で改造しなければならない部分につきましては、規則に基づいて、税法上の今回の部分とは関係なく、規則に基づいて助成をしていくということであります。

(「はい」と言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎議案第26号

○議長(鈴木裕美君) 日程第15、議案第26号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第26号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を目的に、盲学校、聾学校及び養護学校の学校種別を廃止し、特別支援学校に名称を改正する学校教育法等の一部を改正する法律が公布されたことから、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例中の「盲学校、聾学校及び養護学校」の用語を「特別支援学校」に改正するものであります。

なお、学校教育法等の一部を改正する法律は、平成19年4月1日から施行されていることから、平成19年4月1日にさかのぼり適用するとともに、第2条条文中の一部について、法制執務上の観点から改正するものであります。

以下、内容について説明いたします。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年標茶町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第7項中「老人保健法（昭和57年法律第80号）」を「老人保健法」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

以上で、議案第26号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） これは障害者の、自立支援という観点に立つわけですが、これは学校の支援を、特別支援学校というふうにあらためるにあたって、町内からいっている助成だとか、いろんな係る経費との関連だとか、その辺は、これはどのような位置づけになるのか。全く変わらないのか、その辺を含めて、どのようなお考えされているのか、お話を聞かせてください。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の改正に伴いましては、特に医療給付の部分では変わることはございません。これは、学校の名称の変更ということでございますので、特に医療費に係るものについては、変わらないということです。

現在、心身障害者からひとりおや家庭等に対する受給者証の発行状況については、平成19年3月末現在で、重度心身障害者については224名、それからひとりおや家庭等では159名の受給者を発行しているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時14分

◎日程の追加

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から要急施事件として、議案第27号が提案されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第27号

○議長(鈴木裕美君) 議案第27号を議題といたします。

本件に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので4番・伊藤君の退席を求めます。

(4番・伊藤君、退席する。)

○議長(鈴木裕美君) 本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長、池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) ただいま議題とされました議案第27号につきまして、その内容を説明いたします。

議会議員から選出する監査委員の選任についてでございまして、経歴につきましては割愛させていただきますが、住所は川上郡標茶町字熊牛原野16線西3番地、氏名は伊藤淳一さん。生年月日は昭和19年12月19日生まれでございまして、伊藤さんの優れた識見を得ていまして、適正な行政事務の執行にお力添え賜りたく、同意方お願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

採決は起立により行います。

本案について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案同意されました。

（4番・伊藤君、着席する。）

（何か言う声あり）

◎日程の追加

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

先ほど設置されました議会運営委員会委員長から閉会中継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出

○議長（鈴木裕美君） 閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上で、平成19年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午後 4時19分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

臨時議長 黒 沼 俊 幸

署名議員 14番 小 林 浩

署名議員 12番 田 中 敏 文

署名議員 7 番 林 博